■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■

＜東京税政連からのお知らせ＞　　2012．07．05

SUB　自民党行政書士制度推進議員連盟

●国税通則法の改正に伴う国税庁の対応について

■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■ニ■

◆自民党行政書士制度推進議員連盟の総会がありました。

７月５日、午前８時から自民党本部で行政書士制度推進議員連盟（会長・野田毅議員）の総会が開催されました。

行政書士会から

・　行政庁に対する不服申し立て代理権の付与

・　ＡＤＲ代理権の付与

・　行政書士法人の１人法人の制度化

・　行政不服審査法における不服申立代理権の付与

・　自動車関係手続ワンストップサービスに係る行政書士法施行規則第２０条改正に反対

・　司法書士法の改正に反対

の要望が出されました。

◆国税通則法の改正に伴う国税庁の対応について

このほど、平成２４年度の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」が公表されました。

「実績目標１－１：税務行政の適正な執行」については、重点的に進める施策として国税通則法等の改正を踏まえた対応を掲げています（１９ページ以下）。

「実施計画」はこちらから

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2012/plan/240629chokeikakub.html

国税庁では、「通則法規」を担当する部署が設けられます（従来の「特命ＰＴ」を衣替えして格上げ？）。

以上、ご参考までにお知らせします。

東京税政連　事務局